

## 森林法等の一部を改正する法律の概要

- 国内の森林資源が本格的な利用期を迎えている中、住宅用など従来需要に加えて、CLT(直交集成板)や木質バイオマスなど国産材の需要の創出と拡大が進展。  
※木材自給率は、H14年の19%を底に上昇傾向で推移し、H26年は31%まで回復。
  - 一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代、山村地域の過疎化等により森林経営意欲が低下している中で、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況。
- ⇒ 林業の成長産業化を実現するため、適切な森林施業を通じて、**国産材の安定供給体制の構築・森林資源の再造成の確保・森林の公益的機能の維持増進**を図るための一体的な措置を講ずる。

### 森林資源の再造成の確保 (森林法)

造林未済地:14千ha(H23年度末)を10年後に半減

- 伐採後の再造林を確保(森林法第10条の8)  
〔森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け〕
- 深刻化する鳥獣害を防止(森林法第11条)  
〔森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加〕

### 国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木安法)

国産材利用量:  
H26:2,366万m<sup>3</sup> → H32:3,900万m<sup>3</sup>

- 森林組合等による施業の集約化を促進  
(森林組合法第26条、第26条の2、第101条の2)  
〔経営意欲の低下した森林所有者の森林等について、  
・森林組合自らが森林を営業する事業の要件緩和  
・森林組合連合会が自ら森林経営を行えるよう措置  
施業集約化につながる森林経営計画の作成率 H25:26%→H32:80%〕
- 所在不明の共有者が存在する森林での施業を円滑化  
(森林法第10条の12の2～第10条の12の8)  
〔所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続を経て、伐採が可能となるよう措置〕
- 林地の境界情報等を整備  
(森林法第191条の4～第191条の6)  
〔市町村が林地台帳を作成する制度を創設  
H30年度末までに全ての森林所在市町村で台帳を整備(森林GISを導入している市町村:約800(H26年度末))〕
- 国産材の安定的な広域流通を促進(木安法第4条、第8条)  
〔・都道府県域を超える取引計画の大臣認定制度を創設  
・上記計画に係る森林経営計画について伐採制限の緩和等を措置〕

### 森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林総研法、分収法)

早急に施業が必要な要整備森林:約3千ha(H25年度末)を5年以内に5割以上解消

- 奥地水源林の整備を推進  
(森林総研法第2条、第13条)  
(森林法第39条の5)  
〔整備の担い手として、都道府県、市町村、改称した(研)森林研究・整備機構を位置付け〕
- 分収林契約の内容変更を円滑化  
(分収法第11条～第18条)  
〔1/10を超える異議がないことをもって、全契約者の同意がなくても契約変更できる特例を創設〕
- 違法な林地開発を抑制  
(森林法第206条)  
〔違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化  
林地開発の違反件数(H26:165件)を5年後に3割以上減〕

適切な森林施業を通じた林業の成長産業化

## 森林法等の一部を改正する法律（概要）

平成28年5月  
農林水産省

### I 趣旨

林業の成長産業化を実現するため、国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保及び森林の公益的機能の維持増進を一体的に図る必要があることから、関係法令について所要の措置を講ずる。

### II 法案の概要

#### (1) 森林法の一部改正

- ① 森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付ける。  
(第10条の8)
- ② 共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度を設ける。  
(第10条の12の2～第10条の12の8)
- ③ 森林経営計画の認定要件に、鳥獣害防止に関する事項を追加する。  
(第11条)
- ④ 市町村が作成する林地台帳（森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載）に関する規定を設ける。  
(第191条の4～第191条の6)
- ⑤ 違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化する。  
(第206条)

#### (2) 分収林特別措置法の一部改正

分収林契約の当事者の1/10を超える異議がない場合は、伐採時期の延長等の変更を可能とする。  
(第11条～第18条)

#### (3) 森林組合法の一部改正

- ① 森林組合は、森林の保続培養等の目的に加え、林業を行う組合員の利益増進を目的とする森林経営事業を実施できるようにするとともに、その実施要件を緩和する。  
(第26条・第26条の2)
- ② 森林組合に加え、森林組合連合会による森林経営事業を可能とする。  
(第101条の2)

#### (4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

- ① 都道府県域を超える木材の安定取引に関する計画について、農林水産大臣の認定制度を設ける。また、計画作成者に木質バイオマス利用事業者等を追加する。  
(第4条)
- ② 計画対象森林について、伐採材積の上限など森林経営計画の認定基準を緩和する。  
(第8条)

#### (5) 国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正

- ① 国立研究開発法人森林総合研究所が暫定的に行っている水源林造成業務を本則に位置付けるとともに、育成途上の森林の整備を可能とする。  
(第13条)
- ② 研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に、法律の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改称する。  
(第2条)

### III 施行期日

施行期日 平成29年4月1日

## 国立研究開発法人森林総合研究所法の改正事項

### 1. 独立行政法人名及び改正事項

(独立行政法人名)

国立研究開発法人森林総合研究所

(改正事項)

- ① 国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）の名称を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改正する。
- ② 国立研究開発法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「研究所法」という。）附則第8条に規定する業務（水源林造成事業）を本則で実施するため、研究所の目的を、「森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養<sup>かん</sup>するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする」とする。
- ③ 現在の研究所法の本則に規定する業務の担当理事3人に、研究所法附則第8条に規定する業務の担当理事2人を追加する。
- ④ 研究所法附則第8条に規定する業務を本則において規定し実施するに当たり必要となる所要の改正を実施する。

### 2. 法案提出国会等

- ・ 提出： 平成28年通常国会
- ・ 成立日： 平成28年5月13日
- ・ 施行日： 平成29年4月1日

## 組織の推移

「森林開発公団」を前身とした「独立行政法人緑資源機構」は、「独立行政法人緑資源機構を廃止する法律」が平成20年4月1日に施行されたことをもって同日解散。

旧緑資源機構の業務のうち、水源林造成及び農用地整備等の国内業務については「独立行政法人森林総合研究所」※に、海外農業開発事業については「独立行政法人国際農林業研究センター」に、それぞれ承継され、森林総合研究所内の承継業務担当組織として「森林農地整備センター」※が設置された。

また、平成28年5月に改正森林総合研究所法が成立し、暫定的に実施している水源林造成業務が本則業務に位置づけられたことに伴い、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に名称変更されることとなった。

※ 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターは、平成27年4月1日に名称変更し、現在は国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター

